

令和2年2月28日

保護者の皆様方

県立霧島高等学校
校長 原 憲一

新型コロナウイルス感染症に係る学校の卒業式及び臨時休業について（お願い）

保護者の皆様方におかれましては、子どもたちの卒業式や臨時休業等について、大変心配をされているところだと拝察いたします。

本日、文部科学事務次官から、「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について（通知）」が出され、「県教委としては、何よりも子供たちの健康・安全を第一に考え、多くの子供たちや教職員が日常的に長時間集まることによる感染リスクに予め備える観点から、県立学校については、学校保健安全法第20条に基づき、令2年3月2日（月）から3月15日（日）までの間、一斉臨時休業を行うこととした。」と、通知がありました。

つきましては、本校としても、通知にしたがい、下記のとおり指示を踏まえて、実施することといたしました。御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

記

1 県立学校の卒業式について

県立学校の卒業式については、これまでの学校生活を振り返りながら新しい生活の展開への動機付けとするための、かけがえのない節目の行事であることから実施することとする。

(1) 卒業生の登校時間 通常に登校時間（8：30までに登校すること）

(2) 卒業式の開始時間 9：00

(3) 参加人数の抑制

- ・参加者は卒業生及び教職員のみとする。（保護者の参加もできません）
- ・卒業生及び教職員であっても、風邪のような症状がある者は参加できない。

2 臨時休業について

(1) 3月2日（月）から3月15日（日）まで臨時休業とする。

(2) 在校生は、不要不急の外出は控えて、学校と連絡が取れる状態を整えておくこと。

(3) 感染拡大防止の措置であるため、人の集まる場所（大型商業施設や各種イベント等）への外出は避け、基本的に自宅で過ごすこと。

咳エチケットや手洗いうがい、こまめな換気等に努めること。

(4) 休業中の学習課題について

担任等の指示を受け、自主的かつ計画的に学習をしておくこと。

(5) 生徒指導上のこと

基本的な生活習慣を維持し、SNS上のトラブル等に巻き込まれないこと。

学校からのメールやブログを適宜確認すること。

何かあったら、必ず、担任もしくは学校に連絡すること。